

## 「基本方針」と「推進プラン」の関係図

### 人権教育の推進についての基本方針

人権教育は、自他の人権の実現と擁護のために必要な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育活動です。

これまでの成果の上に立って、人権が尊重される社会や地域を築く人間の育成を目指し、すべての教育活動を通じて人権教育を推進します。

### 人権教育推進プラン

#### 人権教育を進める基本的な3つの視点

##### 自己実現の視点

一人一人の自由や権利が保障され、すべての人が自らを大切な存在として捉え、自らの可能性を最大限に発揮できているか

##### 共生の視点

すべての人が一人一人のちがいを豊かさとし、他者を大切な存在として捉えることができているか

##### 人間関係づくりの視点

一人一人が互いを大切な存在として捉えた「つながり」を築けているか、その「つながり」をより深いものにてできているか

#### これまでの取組において大切にされてきたこと

- 一人一人の暮らしの現実から教育課題を捉えること
- すべての子どもの教育を受ける権利・すべての人の学ぶ権利を保障すること
- 学習を暮らしと結び、人権問題の解決と民主的な社会の実現を目指すこと
- 一人一人を生かす「集団づくり」を進めること

#### 人権教育を推進する上での課題

- 人権に対する意識の日常化
- 人権に関する知的理解の深化と人権感覚の涵養
- 人権に照らした学習活動の充実
- 自尊感情の醸成と集団づくり
- 実践行動につながる人権学習の創造
- 「地域に学ぶ」取組の推進

#### 人権教育を進める7つの取組

一人一人が大切にされる「場」づくり

教育の機会均等の保障

「人」について、「権利」についての学習

様々な人権問題についての学習

出会いから対話・交流、そして互いの理解へ

生涯にわたる学習を通じた包摂の社会づくり

資料等の充実、学校・家庭・地域の連携